

坂戸市環境保全条例 (平成9年12月18日条例第14号)

最終改正: 令和元年12月23日条例第31号

改正内容: 令和元年12月23日条例第31号 [令和2年4月1日]

○坂戸市環境保全条例

平成9年12月18日条例第14号

改正

平成23年3月25日条例第6号

令和元年12月23日条例第31号

坂戸市環境保全条例

目次

- 第1章 総則 (第1条—第5条)
- 第2章 自然環境の保全
 - 第1節 野生動植物の保護 (第6条—第12条)
 - 第2節 樹木等の保存及び緑化の推進 (第13条—第20条)
 - 第3節 水環境の保全 (第21条—第25条)
 - 第4節 土砂等による土地の埋立て等の規制 (第26条—第41条)
- 第3章 生活環境の保全
 - 第1節 空き地等の適正な管理 (第42条—第47条)
 - 第2節 空き缶等の散乱の防止 (第48条—第53条)
 - 第3節 放置自動車の措置 (第54条—第65条)
 - 第4節 農薬の安全使用 (第66条—第70条)
 - 第5節 不法投棄の規制 (第71条—第75条)
 - 第6節 飼い犬又は飼い猫のふん害等の防止等 (第76条—第79条)
 - 第7節 生活環境を阻害するその他の行為の規制 (第80条・第81条)
- 第4章 環境保全協定の締結 (第82条・第83条)
- 第5章 雑則 (第84条—第88条)
- 第6章 罰則 (第89条—第93条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、坂戸市の長い歴史のなかで育まれてきた恵み豊かな環境の保全を図るため、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する必要な事項を定め、もって市民の健康と快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる自然環境並びに生活環境をいう。
- (2) 自然環境 自然の生態系をめぐる土地、大気、水及び動植物をいう。
- (3) 生活環境 人の生活に係る環境をいう。(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 所有者等 土地、建物、放置自動車等を所有し、管理し、又は使用する者をいう。
- (6) 公共の場所等 公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所をいう。

(市の責務)

第3条 市長は、良好な環境を保全するため、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市長は、環境の保全に関する市民の意識を高めるため、知識の普及等啓発に必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動によって環境を損なうことのないように配慮するとともに、自らの責任と負担で必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、市その他行政機関が実施する良好な環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

3 事業者は、事業活動に伴う苦情や紛争に対し、誠意をもって解決に当たらなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民(市内に土地を有する者を含む。以下同じ。)は、常に良識をもって行動するとともに、良好な環境の保全に努めなければならない。

2 市民は、市その他行政機関が実施する良好な環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

第2章 自然環境の保全

第1節 野生動植物の保護

(用語の定義)

第6条 この節において、「野生動植物」とは、市の区域内において生息又は自生する野生の動植物及び群落をいう。
(保護動植物の指定)

第7条 市長は、野生動植物のうち、特に保護する必要があると認めるときは、保護動植物として指定することができる。

2 市長は、前項に規定する保護動植物の指定に当たっては、保護すべき種類及び区域を定めて指定することができる。

3 市長は、保護動植物を指定しようとするときは、あらかじめ、坂戸市環境審議会の意見を聴かなければならない。
(財産権の尊重)

第8条 市長は、保護動植物の指定に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、土地の開発、その他公益との調整に留意しなければならない。

(指定の告示)

第9条 市長は、保護動植物を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(標識の設置)

第10条 市長は、保護動植物を指定したときは、当該保護区域内の土地に規則で定める標識を設置することができる。

2 当該土地の所有者等は、標識の設置に協力するよう努めなければならない。

3 何人も、第1項の規定により設置された標識を、市長の承諾を得ないで移転若しくは除去又は汚損若しくは損壊してはならない。

(指定の解除)

第11条 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保護動植物の区域の指定を解除することができる。この場合においては、解除する区域に替わるべき生息地又は自生地確保について必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による区域の指定の解除をしようとするときは、第7条第3項及び第9条の規定を準用する。
(行為の制限)

第12条 何人も、第7条第2項で指定された保護動植物(動物の卵及び植物の種子を含む。)を捕獲し、若しくは採取し、又は殺傷し、若しくは損傷してはならない。

2 何人も、市長が指定する保護動植物が生息又は自生する自然環境を害するような行為をしてはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合で、あらかじめ市長の許可を受けた者については、第1項の規定は適用しない。

- (1) 学術研究のため必要があるとき。
- (2) 野生動植物の保護又は育成のため必要があるとき。
- (3) 公益上やむを得ないとき。

第2節 樹木等の保存及び緑化の推進

(施策の推進)

第13条 市長は、良好な自然と生活環境を増進するため、次の各号に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 樹木等の保存に関する施策を推進すること。
- (2) 緑化の推進に関する施策を定めること。
- (3) 公共施設の緑化を推進すること。
- (4) 事業者及び市民に対し、緑化の推進に関する指導及び助言すること。

(保存樹木の指定)

第14条 市長は、緑の潤いと安らぎのある市民生活を確保するうえで、樹木等を保存する必要があると認めるときは、規則に定める基準に基づき、保存樹木として指定することができる。

2 市長は、保存樹木として指定しようとするときは、あらかじめ樹木等の所有者に通知し、承諾を得なければならない。

3 自ら所有する樹木等を保存樹木として指定を受けようとする者は、市長に申請し、その指定を受けなければならない。

(指定の期間)

第15条 保存樹木の指定の期間は、5年以内とする。ただし、当該保存樹木の状況により指定期間を更新することができる。

(標識の設置)

第16条 市長は、保存樹木の指定をしたときは、標識を設置しなければならない。

2 所有者は、正当な理由がない限り標識の設置に協力するよう努めなければならない。

(保存の義務)

第17条 所有者は、保存樹木の枯損の防止等その保存に努めなければならない。

(所有者の届出)

第18条 所有者は、保存樹木が枯死又は著しく折損したとき、伐採又は所有権を移転しようとするとき、天災等により危険を及ぼすおそれが生じたときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(指定の解除)

第19条 市長は、前条の規定に基づき所有者から届出があったときは、その指定を解除することができる。

2 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その指定を解除することができる。

(台帳の作成及び保管)

第20条 市長は、保存樹木に関する台帳を作成し、保管しなければならない。

第3節 水環境の保全

(用語の定義)

第21条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 水環境 市民の諸活動並びに治水及び利水との調和のなかで、将来にわたって良質な水質、水生生物及び地下水が育まれる豊かで快適な流域の環境をいう。

(2) 公共用水域 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。

(3) 生活排水 水質汚濁防止法第2条第9項に規定する生活排水をいう。

(4) 事業所排水 事業活動に伴って排出される水をいう。ただし、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例(平成13年埼玉県条例第57号)の適用を受けるものを除く。

(施策の推進)

第22条 市長は、公共用水域及び地下水の水質を保全するため、必要な施策を推進するものとする。

(生活排水の適正処理)

第23条 市民は、生活排水が水環境に与える影響を認識し、公共用水域に生活排水を排出するときは、浄化装置を設置し排出するように努めなければならない。

(事業所排水の適正処理)

第24条 公共用水域に事業所排水を排出する事業者は、事業所排水が水環境に与える影響を認識し、水質保全のために有効な施設の設置に努めなければならない。

(指導及び助言)

第25条 市長は、生活排水又は事業所排水を排出している者が必要な措置を講じていないと認められるときは、当該排出者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

第4節 土砂等による土地の埋立て等の規制

(用語の定義)

第26条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等 土地の埋立て等の用に供するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。

(2) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積(一時たい積を除く。)並びに土砂等の採掘及び切土をいう。

(3) 施工主 埋立て等を施工する権利を有する者又は自ら埋立て等を施工する者をいう。

(埋立て等の許可)

第27条 埋立て等を施工する区域(以下「事業区域」という。)の面積が500平方メートル以上(事業区域の面積が500平方メートル未満であっても、当該事業区域に隣接する土地において、当該埋立て等を施工する日前1年以内に埋め立てが施工され、合算した面積が500平方メートル以上となる埋立て等を含む。)となる埋立て等を行おうとする施工主は、あらかじめ事業区域ごとに市長の許可を受けなければならない。

2 次に掲げる埋立て等については、前項の規定は適用しない。

(1) 他の法令の規定により許可又は認可を受けた場合で、規則で定めるもの

(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合

(3) 国又は地方公共団体が行う場合

3 市長は、前項第1号の規定により、適用を除外された許可又は認可について、その許可又は認可を証明する書類の写しの提出を求めることができる。

(許可の申請)

第28条 前条第1項の許可を受けようとする施工主は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 事業区域の所在地

(3) 事業区域の面積

(4) 事業理由

(5) 事業種別

(6) 事業期間及び施工方法

(7) 搬入土の発生地又は搬出土の運搬先

(8) 搬入土又は搬出土の土量

(9) 当該事業で使用する機械種別と台数

(10) 施工主及び請負人の連絡先

(11) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(許可基準)

第29条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請に係る埋立て等の計画及び施工方法が、次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

(1) 埋立て等の目的及び規模に照して、事業区域及び周辺地域の災害の防止、通行の安全その他周辺の環境に支障のないような構造、規模であること。

(2) 埋立て等の施工方法が、規則で定める施工基準に適合していること。

(3) その他事業区域及びその周辺地域における良好な環境を保全するための措置がされているとき。

(許可の条件)

第30条 市長は、第27条第1項の許可をするに当たり、災害の防止又は周辺の環境を保全するため、必要な限度において条件を付することができる。

(変更の許可)

第31条 第27条第1項の許可を受けた施工主は、第28条第1項各号に掲げる事項に変更があるときは、規則で定めるところにより、速やかに市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、その内容を市長に届け出るものとする。

2 前項の許可については、前2条の規定を準用する。

(地位の承継)

第32条 第27条第1項の許可を受けた施工主について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可による施工主の地位を承継する。

2 前項の規定により施工主の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(開始の届出)

第33条 第27条第1項の許可を受けた施工主は、埋立て等を開始しようとするときは、あらかじめ、規則で定める届出書により、市長に届け出なければならない。

(施工基準)

第34条 施工主及び請負人(以下「施工主等」という。)は、規則で定める施工基準に従い、埋立て等を行わなければならない。

(標識の設置)

第35条 施工主等は、埋立て等の施工期間中は、事業区域の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。

(改善勧告)

第36条 市長は、施工主等が第30条の条件又は第34条の規定による規則で定める施工基準に違反しているときは、当該条件又は施工基準に適合するよう必要な改善を勧告することができる。

(改善命令)

第37条 市長は、施工主等が前条の勧告に従わないときは、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。

(許可の取消し)

第38条 市長は、施工主が偽りその他不正な手段により、第27条第1項若しくは第31条の許可を受けたとき、又は前条の規定による命令に違反したときは、その許可を取り消すことができる。

(中止命令)

第39条 市長は、第27条第1項又は第31条の許可を受けずに埋立て等を施工している施工主等に対し、当該埋立て等の中止を命ずることができる。

(原状回復命令等)

第40条 市長は、第38条の規定により許可を取り消したとき、又は前条の規定による埋立て等の中止を命じたときは、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(埋立て等の中止又は完了の届出)

第41条 第27条第1項の許可を受けた施工主は、埋立て等を中止し、又は完了したときは、その日から10日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、埋立て等が第29条に規定する許可の基準及び第30条に規定する許可の条件に適合しているかを検査し、適合しないと認めるときは、施工主に対し、期限を定め、必要な改善を命ずることができる。

第3章 生活環境の保全

第1節 空き地等の適正な管理

(用語の定義)

第42条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 空き地等 現に人が使用していない土地又は人が使用していても相当の空閑部分を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地をいう。

(2) 不良状態 雑草等が繁茂し、又は枯れ草が密集していることにより、衛生害虫、火災又は犯罪の発生原因となるような状態をいう。

(所有者等の責務)

第43条 所有者等は、当該空き地等が不良状態にならないよう適正な管理をしなければならない。

(指導又は助言)

第44条 市長は、空き地等が不良状態にあるとき、又は不良状態になるおそれがあるときは所有者等に対し、不良状態の解消について必要な指導又は助言をすることができる。

(適正管理勧告)

第45条 市長は、前条に定める指導又は助言を履行しない所有者等に対し、当該空き地等の不良状態の解消について、必要な措置を勧告することができる。

(適正管理命令)

第46条 市長は、前条に定める勧告を履行しない所有者等に対し、当該空き地等の不良状態の解消について、必要な措置を命ずることができる。

(委託)

第47条 所有者等は、自ら雑草又は枯草を除去することができないときは、これを市に委託することができる。

第2節 空き缶等の散乱の防止

(用語の定義)

第48条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売業者 容器入り飲料水等の販売(自動販売機による販売を含む。)を行う者をいう。
- (2) 空き缶等 空き缶、空きびん、紙くず、たばこの吸殻、その他環境美化を阻害する廃棄物をいう。
- (3) 空き缶等回収容器 空き缶等を回収するための容器をいう。

(散乱の防止)

第49条 何人も、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等は空き缶等回収容器を利用し、又は持ち帰り、散乱の防止に努めなければならない。

(施策の推進)

第50条 市長は、空き缶等の散乱を防止するために、必要な施策を推進するものとする。

(販売業者の責務)

第51条 販売業者は、空き缶等の散乱を防止するため、空き缶等回収容器を自動販売機の周辺に設置しなければならない。

2 前項の規定により回収容器を設置した者は、当該回収容器を適正に管理し、その周辺に空き缶等が散乱しないように適正な維持管理に努めなければならない。

3 販売業者は、自動販売機を設置する場合、当該自動販売機が自らの敷地の外にはみ出すことのないように留意しなければならない。

(所有者等の責務)

第52条 所有者等は、土地又は建物内に空き缶等がみだりに捨てられないようにするため必要な措置を講じ、環境整備に努めなければならない。

(指導又は勧告)

第53条 市長は、第51条の規定に違反していると認めるときは、その者に対して必要な指導、勧告をすることができる。

第3節 放置自動車の措置

(用語の定義)

第54条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車で、機能の一部又は全部を失ったものをいう。
- (2) 放置自動車 正当な権限なく相当の期間にわたり放置されている自動車をいう。

(放置の禁止)

第55条 何人も、公共の場所等に自動車を放置してはならない。

(放置自動車の調査)

第56条 市長は、放置自動車と認めるときは、当該放置自動車の状況等について調査することができる。

2 市長は、前項の調査をしようとするときは、当該公共の場所の管理者(当該公共の場所の管理者が市長のときは除く。)及び所轄の警察署長に、放置自動車の状況等について通報することができる。

(移動命令)

第57条 市長は、前条第1項の調査の結果、所有者等を確認したときは、環境の保全を図るため、当該所有者等に対し、期限を定め、公共の場所から放置自動車を移動するよう命ずることができる。

(所有者不明の場合の移動の告知等)

第58条 市長は、第56条第1項の調査の結果、所有者等が確認できないため、前条の規定による命令をすることができないときは、次に掲げる事項について規則で定める標章を、放置自動車の見やすい箇所に取り付け、告知しなければならない。

- (1) 放置自動車を公共の場所から移動すべき旨及びその期限
- (2) 移動期限を経過しても移動しない放置自動車の措置

- 2 前項の規定により、放置自動車の移動の告知をされた所有者等は、標章により告知された移動期限までに、公共の場所から放置自動車を移動しなければならない。
- 3 何人も、第1項の規定により放置自動車に取り付けられた標章を破損し、又は汚損してはならず、若しくは、前項の規定により当該放置自動車を移動した場合を除き、これを取り除いてはならない。
(移動の申告)
- 第59条** 第57条及び前条第2項の規定により、放置自動車を公共の場所から移動した所有者等は、移動した日時及び場所並びに放置自動車の種類について、移動した日から10日以内に市長に申告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申告を受けたときは、その事実を確認しなければならない。
(期限後の措置)
- 第60条** 市長は、所有者等が第57条の規定による命令に従わず、又は第58条第2項の規定により放置自動車を移動しないときは、放置自動車を移動することができる。
(移動した放置自動車の保管)
- 第61条** 市長は、前条の規定により放置自動車を移動したときは、放置自動車を規則で定める期間保管しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により放置自動車を保管したときは、規則で定める事項を告示しなければならない。
(引取命令)
- 第62条** 市長は、規則で定める保管期間内において、保管している放置自動車の所有者等を確認したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該放置自動車の引取りを命ずることができる。
(費用の徴収)
- 第63条** 市長は、第61条第1項の規定により保管している放置自動車の所有者等又は前条の規定により放置自動車の引取を命ぜられた所有者等から、当該放置自動車の移動及び保管に要した費用の実費を徴収することができる。
(放置自動車の処分)
- 第64条** 市長は、第61条第1項に規定する保管期間を経過したときにおいても引取りのない放置自動車については、処分する旨をあらかじめ告示し、当該放置自動車を処分することができる。
(放置自動車の措置通知)
- 第65条** 市長は、次に掲げる措置を講じるときは、所轄の警察署長に対し通知するものとする。
- (1) 第58条第1項の規定により放置自動車に標章を取り付けるとき。
 - (2) 第60条の規定により放置自動車を移動するとき。
 - (3) 第62条の規定により放置自動車の引取りを命ずるとき。
 - (4) 前条の規定により放置自動車を処分しようとするとき。
- 第4節 農薬の安全使用**
(用語の定義)
- 第66条** この節において「農薬」とは、農薬取締法(昭和23年法律第82号。以下「農薬法」という。)第1条の2第1項に規定するものをいう。
(農薬の購入)
- 第67条** 農薬を購入しようとする者は、農薬法第8条第1項の規定による届出を行っている業者から購入しなければならない。
(適正保管)
- 第68条** 農薬を使用する者(以下「農薬使用者」という。)は、農薬の盗難、紛失、飛散及び流出等を防止するため、農薬を適正に保管しなければならない。
(適正使用)
- 第69条** 農薬使用者は、農薬法第2条第1項及び第15条の2第1項の規定により農林水産大臣の登録を受けた農薬を使用しなければならない。
(農薬表示事項の遵守)
- 第70条** 農薬使用者は、農薬法第7条の規定による登録に係る適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項その他の農薬表示事項を遵守し、安全かつ適正に使用しなければならない。
第5節 不法投棄の規制
(用語の定義)
- 第71条** この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) ごみ等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定するもの(第48条第2号に規定するものを除く。)及び土砂をいう。
 - (2) 不法投棄 ごみ等を公共の場所等に、みだりに捨てることをいう。
(不法投棄の禁止)
- 第72条** 何人も、不法投棄をしてはならない。
(不法投棄されたごみ等の調査等)
- 第73条** 市長は、ごみ等を不法に投棄した者を確認するため、その状況を調査することができる。
- 2 市長は、前項の調査結果を、所轄の警察署長に通報することができる。
(原状回復命令等)

第74条 市長は、前条第1項の調査の結果、ごみ等を不法投棄した者を確認したときは、当該不法投棄した者に対し、期限を定め、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

(土地の所有者等への撤去要請)

第75条 市長は、第73条第1項の調査の結果、不法投棄した者が確認できない場合には、不法投棄されている土地の所有者等に投棄されたごみ等の撤去の協力を要請することができる。

第6節 飼い犬又は飼い猫のふん害等の防止等

(用語の定義)

第76条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (2) 飼い猫 飼養管理されている猫をいう。
- (3) ふん害等 飼い犬又は飼い猫のふん尿により、公共の場所等を汚すことによって市民の生活環境を損なうことをいう。
- (4) 飼い主 飼い犬又は飼い猫の所有者(所有者以外の者が飼養管理している場合は、その者も含む。)をいう。
(施策の推進)

第77条 市長は、飼い犬又は飼い猫のふん害等及び犬又は猫がみだりに繁殖して市民の生活環境を損なうことを防止するために、必要な施策を推進するものとする。

(飼い主の遵守事項)

第78条 飼い主は、飼い犬又は飼い猫を適正に飼養管理するとともに、終生飼養するよう努めなければならない。

2 飼い犬の飼い主は、飼い犬のふん害等を防止するため、当該飼い犬を公共の場所等で運動をさせる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 綱、鎖等でつなぎ、原則として飼い犬を制御できる者が運動させること。
- (2) 飼い犬のふん等を適正に処理するための用具を携行し、公共の場所等を汚したときは、他人に迷惑を及ぼさないよう直ちに処理すること。

3 飼い主は、飼い犬又は飼い猫がみだりに繁殖して、これに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあり、かつ、市民の生活環境を損なうおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

4 飼い猫の飼い主は、飼い猫のふん害等及び飼い猫がみだりに繁殖して市民の生活環境を損なうことを防止するため、当該飼い猫を可能な限り屋内で飼養するよう努めなければならない。

5 飼い猫の飼い主は、市が実施する飼い猫以外の猫に係る繁殖の防止に関する施策に協力しなければならない。

6 飼い猫の飼い主は、前項に規定する施策の実施の際に飼い猫とそれ以外の猫を容易に区別することができるよう、当該飼い猫に自己の所有又は占有に係るものであることを明らかにするための首輪、名札、マイクロチップ等の装着等をするよう努めなければならない。

(指導等)

第79条 市長は、飼い犬の飼い主が前条第2項各号に規定する事項を遵守していないと認めるときは、当該飼い犬の飼い主に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、飼い犬又は飼い猫がみだりに繁殖して市民の生活環境を損なうおそれがあると認めるときは、飼い主に対し、前条第1項及び第3項から第6項までに規定する事項について必要な指導又は助言をすることができる。

第7節 生活環境を阻害するその他の行為の規制

(環境への配慮)

第80条 何人も、法令又は埼玉県生活環境保全条例に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる行為によって、周辺的生活環境を阻害しないよう配慮しなければならない。

- (1) 振動及び騒音を伴う行為
- (2) 悪臭の発生を伴う行為
- (3) 地盤沈下を誘発する行為
- (4) 粉じん飛散の伴う行為
- (5) 燃焼不適物の燃焼行為
- (6) 電波の障害となる行為

(指導)

第81条 市長は、前条の行為が市民の健康と生活環境を阻害するおそれがあると認めるときは、当該行為を行う者に対し、必要な指導をすることができる。

第4章 環境保全協定の締結

(締結)

第82条 市長は、事業所の事業活動により周辺の環境が損なわれるおそれがあると認めるときは、事業者と環境保全協定を締結することができる。

2 事業者は、市長から前項の規定による協定の締結を求められたときは協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(協定の項目)

第83条 市長は、環境保全協定を締結しようとするときは、事業者と協議のうえ、協定の項目を決定するものとする。

第5章 雑則

(協力要請)

第84条 市長は、条例の施行に関し必要があると認められるときは、関係行政機関の長、事業者、関係団体及び関係人に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の聴取及び立入検査)

第85条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、公害を発生させ、若しくは発生させるおそれのある者若しくは事業者に対し、必要な報告を求め、又はその職員(市長が必要と認める者を含む。)に公害が発生し、若しくは発生するおそれのある事業所その他の場所に立ち入り、必要な検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(違反事実の公表)

第86条 市長は、第40条又は第74条の規定による原状回復命令等に従わなかった者について、その事実を公表することができる。

(補助)

第87条 市長は、次に掲げる事項に該当する場合には、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助することができる。

(1) 第7条第1項の規定により保護動植物を指定したとき。

(2) 第14条第1項の規定により保存樹木を指定したとき。

(委任)

第88条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第89条 第39条、第40条又は第41条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第90条 第57条又は第74条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第91条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第35条の規定による標識を設置しない者

(2) 第41条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第58条第3項の規定に違反した者

(4) 第85条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第92条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第32条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第62条の規定による命令に違反した者

(両罰規定)

第93条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第89条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。

(坂戸市空閑地の雑草等除去に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 坂戸市空閑地の雑草等除去に関する条例(昭和47年坂戸町条例第20号)

(2) 坂戸市樹木等の保存及び緑化の推進に関する条例(昭和62年坂戸市条例第4号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に埋立て等を行っている者又はその承継人については、条例第26条から第41条までの規定は、この条例の施行の日から2月間は、適用しない。

4 この条例の施行の際、現に旧坂戸市空閑地の雑草等除去に関する条例の規定によりされた勧告及び命令については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に旧坂戸市樹木等の保存及び緑化の推進に関する条例の規定によりされた保存樹木の指定その他の行為については、この条例の各相当規定によりされたものとみなす。

附 則 (平成23年条例第6号)

この条例は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成22年法律第31号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第26条第1号及び第67条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月23日条例第31号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

